

セラー 参加規約

本規約における事務局とは、日本政府観光局（以下「JNTO」という）からVISIT JAPAN トラベル & MICE マート 2024（以下「VJTM & VJMM 2024」という）の企画・運営業務を受託した事業者をいい、株式会社JTJBがこれを担う。

- 参加対象は、日本国内で観光関係事業を合法的に営んでおり、海外バイヤーとの商談が目的の企業・団体とする。
- 参加者は、原則として商談が行われる全日程とも会場である東京ビッグサイトに参加することを必須とし、期間中に実施される商談会では、予め設定されたアポイントメントスケジュールに沿って商談を確実に行うこと。
- アカウント情報の他企業・団体への譲渡、転売及び貸与は一切禁止とする。万が一、ID・パスワードの譲渡、転売及び貸与が発覚した場合には、それに関わる双方の参加を取り消すことがある。
- 参加者は参加1口につき参加料（130,000円 税込）を事前に支払うこととする。
※ 共同参加は代表者（親）と共同参加者（子）で最大5社・団体までが1口と見做され、参加料は代表者（親）1社がまとめて支払うこととする。
 - 参加料は事務局から請求され、事務局が指定する口座へ振り込むこととする。振込手数料は参加者負担とする。
 - 参加料の支払い期限は請求書発行後30日以内とする。支払期日を過ぎても参加料の支払いが行われない場合、事務局は遅延損害の徴収や参加の取り消し等の措置をとる場合がある。
 - 政府からの要請等、やむをえない事由により本事業の中止、または開催形式が変更となった場合、参加料は返還されないものとする。
- 参加承認後の参加取消については、理由を添えて必ず書面（E-mail可）にてJNTOおよび事務局まで提出しなくてはならない。なお、取消料は以下の通りとする。
 - 参加承認をした日を含めて7日後まで：免除
 - 参加承認をした日を含めて8日後から：参加料の100%※ 共同参加者（子）の参加取消しに関しては、（1）及び（2）の規約は適用されない。但し事務局への報告は必ず行わなければならない。
- 参加者の申し込み内容に虚偽の記載がある、またはJNTOの定める規約順守に同意しない等、参加が相応しくないとJNTOが判断した場合には参加承認後であってもその登録を取り消すことがある。
- 参加者は下記の項目に該当すると判断された場合、次回以降のVJTM & VJMMへの参加資格を喪失する。
 - 商談スケジュールを決定する一連の作業（アポイントメントリクエスト等）に消極的であったり、その作業を行わなかったりした場合。
 - 事前アポイントメントで決定した商談スケジュールをJNTOに相談なく変更して履行した場合。
 - 商談スケジュール確定後の参加キャンセル、またはアポイントメント商談を履行しなかった場合。
 - VJTM & VJMM 2024の参加者として相応しくないとJNTOもしくは事務局が判断した場合。
- JNTOが実施する全てのアンケート及び成果把握等の調査の回答に協力すること。
- 開催期間中の記録写真・VTR等に係る肖像権をJNTOが定めたウェブサイト、報告書、印刷物等や関連事業の記録において利用することを許諾すること。
- JNTO及び事務局は、開催期間中に参加者が被ったあらゆる損害に対して責任を負わないものとする。
 - 理由の如何を問わず、VJTM & VJMM 2024の取りやめ、早期閉会、開催延期が、参加者の利益にとって必要かつ望ましいと判断し、それを実行した時。
 - VJTM & VJMM 2024で作成する資料及びその他のプロモーション用素材の中に偶発的に生じた誤字、脱字などに関する責任。
 - 商談によって生じた不利益。
- 参加者が本規約に違反した場合及び事前アポイントメント登録件数が著しく少ない場合には、JNTOは理由の如何に関わらず参加者のVJTM & VJMM 2024への参加を拒否し、排除する権利を有する。本規約の違反により排除された場合には参加料は返還されないものとする。
- 参加者は、自己の責任において、本サイトに関するID及びパスワードを適切に管理及び保管すること。
- 共同参加の場合は、代表者（親）が本参加規約の全責任を負うこととする。
- この規約は参加者に事前の通告なしに適時変更することがある。なお、本規約の最新版はVJTM & VJMM 2024公式ウェブサイト上に掲載することとする。